

地下水の涵養の促進に関する指針及び熊本県環境影響評価条例施行規則の改正案(素案)に関する意見募集の結果及び県の考え方について

環境立県推進課
環境保全課

1 募集期間

令和5年(2023年)7月28日(金)から令和5年(2023年)8月28日(月)まで

2 意見の件数(意見の提出者数、通数)

93件(683人、868通)

3 意見の取扱い

反 映	: 寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの	3件
参 考	: 今後の取組の参考とさせていただくもの	9件
補 足 説 明	: 寄せられたご意見について、補足説明を行ったもの	39件
既 掲 載	: ご意見の趣旨が既に掲載されているもの	7件
反 映 困 難	: 反映が困難なもの	4件
そ の 他	: 質問や感想、素案以外への意見	31件

4 ご意見の概要と県の考え方

(留意事項)

・パブリック・コメントとは、素案の賛否を問うものではなく、行政が意思決定を行う際に参考となる有益な提案や意見を県民に求める趣旨の手続きです。

・特定の企業等に関する意見や要望等、本手続きの趣旨に合致しないご意見については、県の考え方を公表しない取扱いになっています(参照「県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要領第8」)。

・また、同様の趣旨によるご意見は、まとめて記載させていただいています。

(1) 地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
1	<p>「地下水採取量に見合う量」との表現は曖昧で分かりづらく、解釈によっては涵養の不足につながるため、「100%」など具体的な数値を明記すること。</p>	<p>パブリックコメントで示した地下水涵養指針(以下、「指針」)の改正案は、熊本県地下水保全条例で指定する重点地域(熊本地域)の許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標(以下、「涵養目標」という。)について、従来の地下水採取量の1割から、「地下水採取量に見合う量」に改正することで、涵養目標を地下水採取量の原則10割に引き上げることを趣旨として示していました。</p> <p>しかし、改正文案の表現が分かりづらく誤解を招きやすいとのご意見を踏まえ、この涵養目標については、「地下水採取量に見合う量(原則10割)」に修正します。</p>	反映
2	<p>「地下水の収支のバランスを保つことに重点を置く」という見直しの方向性には賛同するが、地下水採取量に「見合う」量という文言が極めて曖昧な表現であるので、「採取量を下回らない量」とか「採取量と同程度の量」など、言葉の解釈の幅をなるべく生じない表現に修正する必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、No.1のとおり修正します。</p>	反映
3	<p>「地下水採取量に見合う量」の改正は行わず、従来通り「採取量の1割」とすべきである。</p>	<p>昨今、特に熊本地域において半導体関連企業の集積が進んでおり、地下水採取量のさらなる増加が見込まれている中で、現状の地下水採取量の1割の涵養では、地下水の採取量と涵養量の収支バランスが確保できなくなる可能性があります。</p> <p>このため、涵養目標を従来の地下水採取量の1割から、原則地下水採取量の10割に引き上げる改正案を示したものです。</p>	反映困難
4	<p>既存の許可採取者については、可能な限り「地下水採取量に見合う」涵養に努める(努力義務)となっていますが、すべての採取者に対して「地下水採取量に見合う量」100%の涵養目標にしたい。</p>	<p>指針改正案は、昨今、特に熊本地域において半導体関連企業の集積が進んでおり、地下水採取量のさらなる増加が見込まれることを踏まえ、地下水採取量が増える許可申請に対し新たな涵養目標を適用するものです。</p> <p>現在、重点地域では地下水位の回復傾向が確認される地域もあることから、現状は地下水の収支バランスが取れた状態であると判断し、既存の許可採取者については努力義務としています。</p>	反映困難

(1)地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
5	目標涵養量を達成できなかった場合の罰則規定を設けるべきである。	熊本県地下水保全条例において、許可採取者の地下水涵養の実施状況が指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう県が勧告、命令することができます。また、この措置命令に従わない場合の罰則や地下水採取の許可の取消しについて定めています。	既掲載
6	地下水涵養指針に、「涵養の義務化」を規定すること。	熊本県地下水保全条例に基づき、地下水採取の許可を受けようとする者は、許可申請時に指針を踏まえた地下水涵養計画書の提出が必要であり、許可を受けた後は地下水涵養の実施状況を報告する義務があります。さらに、地下水涵養の実施状況が指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう県が勧告、命令し、この措置命令に従わない場合は必要に応じて罰則を適用し、地下水採取の許可を取り消す場合があります。このように、現行制度においても指針で定める涵養目標の達成に向けた取組みは担保されており、指針改正後もこの取扱いを変えるものではありません。	既掲載
7	「指針」で「義務化」を規定することができない理由が、現在の地下水保全条例の「地下水の涵養に努めるものとする」という規定であるなら、「条例改正」を検討すべきである。	回答No.6のとおりです。	既掲載
8	熊本地域の許可採取者は「地下水採取量に見合う量」の涵養を「義務」とすることを指針に明記、さらに「地下水採取量に見合う量」の涵養の実施計画を事前に検証、実現性の薄いものは採取を許可せず、また採取開始後も「地下水採取量に見合う量」の涵養が実現できていないと判断される場合は採取の制限を行う旨を併せて記載することを要望する。	回答No.6のとおり、現行制度においても、ご意見のとおり取り扱っております。また、改正後も、同様の取扱いとなります。	既掲載
9	地下水涵養指針の目標値が地下水採取量の1割から、地下水採取量に見合う量となっているが、その評価方法は決まっているのか。	地下水涵養計画書や地下水涵養計画実施状況報告書における涵養量の算定方法は指針別紙に規定されています。	既掲載

(1)地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
10	涵養量の増加につながらない「涵養域で栽培された米等の農産物の購入」は、「地下水涵養指針」の「地下水涵養の促進に寄与する取組」から除外すること。	涵養域産の農産物の購入については、例えば、耕作放棄地での営農再開や転作田での水稲再開など、涵養量の増加につながる側面もあります。 また、農業を支えるこの取組みは、本県の地下水が農業によって守られていることを鑑みると、涵養量の維持につながる重要な取組みです。	補足説明
11	農作物の購入を涵養に入れるのなら、割合も明確に定めるべき。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで参考にさせていただきます。 なお、農作物の購入についての考え方は、No.10のとおりです。	参考
12	涵養に含まれる「農作物の購入」の割合を低く設定してはどうか。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	参考
13	涵養域産作物の購入の内容を、既存の農家の支援に加え、新たな農地での新規就農者からの農作物購入及びその後の継続的支援を促進すべき。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	参考
14	くまもと地下水財団に寄付をするだけで、涵養したとみなされるのはおかしい。	くまもと地下水財団は公益財団法人であり、定款で定める地下水の健全な循環環境の整備に取り組んでいます。 事業者からの地下水涵養を目的とした寄付等については、寄付の目的に沿って、水田湛水事業等に適切に使われます。	補足説明
15	くまもと地下水財団への協力金・寄付金の用途を涵養の実施に限定するよう規定を修正すること。	事業者がくまもと地下水財団に寄付する場合、寄付申出書において用途を指定することが出来ます。 地下水涵養を希望された場合は、当該事業のみに充当する取扱いとなっています。	補足説明

(1)地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
16	くまもと地下水財団等に寄付を行った場合、これまで「採取量1㎡当たり0.3円」と定めてあったものが改正案では削除されている。具体的な数値を記載すべき。	現在の指針に定める寄付金の額は、涵養目標が地下水採取量の1割である従来の目標を前提として、平成24年(2012年)の指針制定時に計算した数値です。今回の涵養目標の見直しや、涵養事業費の実態等を踏まえ、改正案を示したものです。 具体的な数値については、事業費が毎年度変動することが想定されることから指針で定めず、くまもと地下水財団が県と協議して定めることとしており、周知方法については今後検討していきます。	補足説明
17	農作物何キロの購入が採水量何トンに該当するのか、くまもと地下水財団へいくらの寄付が採水量何トンに該当するのか、など明確な設定を規定するべきである。	米購入の算定については、現状の指針別紙2(2)④に定めてあり、その他の農作物については、個別に協議することとしております。 くまもと地下水財団への寄付については、No.16をご参照ください。	補足説明
18	涵養量に対して3円では安すぎる。涵養量に対して30円くらいにしなければ、くまもと地下水財団等が企業のかわりに本気で地下水涵養に取り組めるとは考えにくい。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	参考
19	改正後の指針ではくまもと地下水財団への寄付の用途から、「涵養」が外されている。	改正案でも寄付の用途から、「涵養」を除外してはおりません。 (現行)地下水財団が実施する <u>涵養事業</u> に寄付等を行うことにより・・・ (改正案) <u>涵養に必要な事業費</u> を地下水財団に寄付等を行うことにより・・・	既掲載
20	くまもと地下水財団について、寄付の金額とその寄付による“有効な涵養”の具体的な内容を公開すべき。	くまもと地下水財団では、事業内容や経理書類について、ホームページ上に公開されています。ご意見は、くまもと地下水財団と共有し、今後の検討の参考とさせていただきます。	参考
21	企業の涵養実施を、寄付や協力金でさせる事が疑問。田畑を持たれてる農家に直接サポートと補助を行う事を推進していただく様に義務化して欲しい。	企業から水田湛水事業に取り組む農家の方々へ直接の補助が行われている例もあります。個々の企業では事業調整等が難しい場合に、くまもと地下水財団が企業と農家の方々の調整・支援を行っているものです。なお、くまもと地下水財団への寄付については、No.16をご参照ください。	補足説明

(1) 地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
22	寄付を受けた団体の、活動内容及び地下水涵養効果を公開すべきである。	例えば、くまもと地下水財団では、事業内容や経理書類について、ホームページ上に公開されています。	補足説明
23	涵養する事により地下水は保全されるという事には疑問がある。	本県の地下水涵養対策の中心的な取り組みは、作物を植えていない時期に水田に水を張る「水田湛水」です。土壌的に、水の浸透効果が高い地域を中心に20年前から取り組んでおり、令和4年度(2022年度)の推定涵養量は、熊本地域全体で約1,800万㎡となります。この水田湛水事業開始後、これまで長期的に減少傾向であった県観測井戸の地下水位や江津湖の湧水量が回復傾向となっています。	補足説明
24	地下水の涵養の促進について、あまりにも多くの水を補てんしていくには、計画に現実味がなく無理を感じる。	ご意見のとおり、地下水涵養の促進だけではなく、併せて水の循環利用等による取水量の削減や、地下水以外の水源の活用等の取り組みが必要と考えています。	補足説明
25	涵養域の確保自体が難しいのではないかと。	ご意見のとおり、今回の指針改正に伴い必要な涵養量が増えることが想定されます。事業者の涵養場所の拡大や手法の拡充については、県としても関係機関やくまもと地下水財団等と連携を図りながら検討を進めて参ります。	補足説明
26	なぜこのタイミングでの改正なのか。	No.4でもご説明したとおり、昨今、特に熊本地域において半導体関連企業の集積が進んでおり、地下水採取量のさらなる増加が見込まれている中で、現状の地下水採取量の1割の涵養では、地下水の採取量と涵養量の収支バランスが確保できなくなる可能性があります。涵養目標を従来の地下水採取量の1割から、原則地下水採取量の10割に引き上げるため、改正案を示したものです。	補足説明
27	県民が監視できるように、地下水の採取量と涵養量の収支バランスの見える化が必要。	地下水採取量と許可採取者の合理化、涵養の実施状況は集計結果を県ホームページで公表しています。	補足説明

(1) 地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
28	<p>現在の熊本市の地下水で検出されている硝酸・硝酸態窒素の数値の高さをみると、「地下水採取量に見合う量」を見直すとともに、地下水汚染の原因の究明と対策を同時にすることが必要なのではないか。農業で使用される農薬が浸透している可能性もある状況で、涵養田を増やすことが本当に熊本の地下水の質を守ることににつながるのか、検証が必要。</p>	<p>硝酸性窒素による地下水汚染対策については、県では「熊本地域硝酸性窒素削減計画」に基づき、原因の究明と対策を進めております。</p>	補足説明
29	<p>「地下水の収支バランスがとれている」ことを前提に改正手続きが進められているが、令和3年の県の「環境基本計画」や、そのベースとなる「熊本地域地下水保全管理計画」(現在進行中)の「第3期行動計画(R元～6)」では(現状では十分でない)さらなる地下水かん養の強化が必要とされているのに、全く無視されている。</p>	<p>長期的に地下水位の減少が見られたことから、関係計画に基づき、地下水涵養対策を行った結果、近年では県観測井戸の地下水位は回復傾向にあります。 一方、熊本地域において半導体関連企業の集積が進んでおり、地下水採取量のさらなる増加が見込まれている中、現状の地下水採取量の1割の涵養では、地下水の採取量と涵養量の収支バランスが確保できなくなる可能性があります。 このため、地下水涵養指針の改正により、これまで「採取量の1割」としていた涵養目標を「採取量に見合う量」として原則10割に引き上げ、地下水涵養を強化するものです。</p>	その他
30	<p>指針「第2 許可採取者による地下水涵養の取組について」の(参考)に記載されている「熊本地域地下水総合保全管理計画」の目標値等の記載は削除せず、残しておくべき。</p>	<p>ご意見のあった箇所は、平成20年(2008年)9月の計画策定時点の記載であることから、その後の地下水涵養対策や昨今の半導体企業等の進出状況を鑑み、削除することとしたものです。</p>	その他
31	<p>熊本地域の地下水涵養地域に阿蘇地域も加えてほしい。</p>	<p>ご意見は、今後専門家の科学的意見等を踏まえ検討を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>	その他
32	<p>現行の田んぼ水張りという浸透型水源涵養システムに加え、阿蘇の草原を再生することによる地下水型(水脈型)水源涵養システムの採用を提案する。</p>	<p>ご意見は、今後専門家の科学的意見等を踏まえ検討を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>	その他

(1)地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
33	<p>指針別紙に定める指数は、畑地が0.7であるのに対し草原と森林は平地で0.5、山地で0.2となっているが、草原の地下水涵養機能を全く考慮していない値である。草原と山地の指数を見直すとともに、人工針葉樹林から草原に変更した場合も地下水涵養増加とみなして欲しい。</p>	<p>ご意見は、今後専門家の科学的意見等を踏まえ検討を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>	その他
34	<p>第2、2内の「参考」の記載内容について、現行文に次のような文面を追加する必要がある。 『地下水涵養域に広がる森林は、資源の成熟したものが多く、今後、伐採・再造林により若齢の森林が多くなることが予想される。成長が旺盛なこのような若齢森林では多く蒸発散が行われるため、降雨量に対する地下水涵養の資源量が減少することが予想される。』</p>	<p>ご意見は、今後専門家の科学的意見等を踏まえ検討を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>	その他
35	<p>第2、3、(1)、②の敷地外涵養の促進について ・現行文に次のような文書を挿入・追加する必要があるのではないか。 現行文:また、森林の持つ水源涵養機能の保全・強化に資する水源涵養林の整備や、涵養域で栽培された米等の農産物の購入についても、…地下水涵養機能を維持することにつながることから、地下水涵養の促進に寄与する取組として位置づける。 修正文(案):また、森林の持つ水源涵養機能の保全・強化に資する水源涵養林の整備、盛んな蒸発散量を直接抑制する若齢林時の枝打ちや、涵養域で栽培された米等の農産物の購入についても、…地下水涵養機能を維持することにつながることから、地下水涵養の促進に寄与する取組として位置づける。</p>	<p>ご意見は、今後専門家の科学的意見等を踏まえ検討を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>	その他
36	<p>別紙の推定涵養量の算定方法の2、(2)の水田以外の地下水涵養量の丸数字へ、『若齢林時の枝打ち実施による地下水涵養量』の事項たて及び内容の記載が必要。</p>	<p>ご意見は、今後専門家の科学的意見等を踏まえ検討を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>	その他

(1) 地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
37	半導体企業の熊本進出に伴う、全体的な地下水対策について公表すべきである。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	その他
38	大きな工場の建設が進んでいるが、工場稼働後は水を大量に使用することは容易に想像できるため、稼働開始までに地下水保護の施策を明確に出すこと・及びその検討も重要と考える。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	その他
39	10年後、30年度、50年後の地下水の涵養量と使用量を明らかにすること。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	その他
40	住民、地下水の専門家等が参加した協議と検証の場をつくり、対策を具体化すること。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	その他
41	モニタリングで地下水位の低下が顕在化した場合、どういう措置を考えているのか。	今回の指針改正案は、重点地域の許可採取者の涵養目標を引き上げるものであり、地下水の収支バランスを保ち、地下水位の低下を未然に防ぐことを目的としたものです。今後長期的な地下水位の低下傾向が確認された場合は、現状を解析し、地下水量保全に向けた更なる対策を検討します。	その他
42	熊本県の地下水は本当に枯渇してしまわないのか。	熊本地域では年間約1億6千万m ³ の地下水が毎年採取されていますが、水田湛水事業による涵養の取組み等により、地下水位の回復傾向も確認されています。 今後も地下水を保全するため、地下水涵養目標を引き上げ、長期的な地下水位の低下傾向が確認された場合は、現状を解析し、地下水量保全に向けた更なる対策を検討します。	その他
43	熊本県地下水保全条例で、地下水採取量の上限を設けるべきである。	地下水採取の許可書に、日平均採取量と運転日数を記載しており、事実上、許可井戸ごとに年間採取量の上限值が設定されています。	その他
44	水質調査実施について明文化されていない。	工場・事業場の排水は、水質汚濁防止法など関係法令等に基づき、適切な検査を行っております。	その他

(1)地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
45	涵養に雨水のみを流し入れること。	ご意見は地下水涵養による水質汚染の防止を目的としたものと推察されますが、県では敷地内涵養において汚水等を地下浸透しないよう指導しています。 また、指針では地下水の汚染に配慮したうえで適切な涵養対策を講じるよう定めており、雨水の浸透方法についても地下水汚染の防止の観点から様々な留意事項を記載しています。	その他
46	「各企業が行った採取量・下水排出量(浄化槽か下水か)・涵養量(涵養方法含む)」と、「地下水保全地域全体での採取量・下水排出量(浄化槽、下水)・涵養量(涵養方法含む)」の実施報告を、誰もがみられるよう公開すべき。	地下水採取量や許可採取者による地下水涵養の実施状況等については、毎年度の集計結果を県ホームページ等で公表しています。	その他
47	①敷地外涵養の各手法を明確に定義し、誤解や錯覚を生じさせないようにするため「地下水涵養指針」を見直すこと ②推定涵養量の算定で取組前後の土地利用状況の変化を考慮する形に改めるよう、「地下水涵養指針」及び別紙を抜本的に見直すこと ③敷地外涵養の取り組みにおいて、取組前後の土地利用状況の変化を把握するようにするため、「地下水保全条例施行規則」の別記第21号様式「地下水涵養計画書」及び別記第22号様式「地下水涵養計画実施状況報告書」を改定すること	敷地外涵養の手法や算定方法については、指針別紙に記載しています。 その他の意見については、地下水採取を伴わない土地の改変の取扱い等、制度上検討すべき課題が多いと考えられ、今後の地下水保全対策を進めるうえで参考にさせていただきます。	その他
48	半導体工場及び関連工場の大量の地下水の汲み上げによる周辺の井戸の枯渇と地盤沈下に関する検証が必要。稼働前から工場地地域の井戸をモニターし、定期的に水量、水面高さを測定するとともに、地下水の汲み上げによる地盤沈下も必要拠点でモニターを開始し、定期的にデータを公知することが重要。	県では県内33カ所に観測井を設置して地下水位の常時監視を実施しており、観測結果は県ホームページ等で公表しています。これに加え、令和5年(2023年)7月からはセミコンテクノパーク周辺に新たな観測井を設置し、地下水位の監視を強化しました。 また、熊本市等においても県とは別の地点で地下水位の観測が実施されています。 なお、地下水位の監視は地盤沈下の予兆を把握する役割も果たしています。	その他

(1) 地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
49	<p>持続可能な環境開発の為に半導体デバイス工場では、水の自己完結循環を義務付けることが必要。半導体デバイス工場では、</p> <p>①飲料できる水から半導体洗浄に使用する純水を作れる設備</p> <p>②工場から出た排水を川に流せるまで浄化する設備</p> <p>上記の①、②の設備を持つので、川に流せる水を飲料できる水にする設備を新たに導入できれば、生活排水、汚水を除き、工場の生産に使われる水はほぼ自己完結で循環利用できるようになる。</p>	<p>ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。</p>	その他
50	<p>「有害物質の使用を減らすために農家や企業へ具体的な指導・支援を行う」ことを指針に加えるべき。</p>	<p>ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。</p>	その他
51	<p>地下水の代替水源として、ある程度の清浄度を持つ貯留水(施設)も検討してはどうか。</p>	<p>ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。</p>	その他
52	<p>水張り涵養水田補助を水田全体に拡充し、涵養効果の高い水田を守り、農業を守ること。</p>	<p>本県の地下水は農業によって守られていることを鑑み、涵養効果の高い水田やその地域の農業を守っていくことが地下水量の維持のためにも重要であると認識しています。</p>	その他
53	<p>農家として、地下水保全策である冬水田んぼに協力したいが、冬季に水が流れていない水路を使っている。水路補修等で、冬水田んぼがしやすいような環境整備に対する補助も、地下水の実需企業からの予算で支援いただきたい。</p>	<p>ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。</p>	その他
54	<p>農家としても、肥料の過剰使用などで地下水を汚すことが無いように、数字に基づいた施肥や、緑肥の活用などで、環境保全型の農業を進めていく必要がある。</p>	<p>ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。</p>	その他
55	<p>「水稻作付け及び水田湛水事業による地下水涵養」とあるが、大津町の水田の場合食用米ではなく殆どは飼料用米が作付けされており、食用米を増やすと飼料用米が減り、畜産農家は困る場合が予想されるが、どうするのか。</p>	<p>主食用米・飼料用米のいずれも、地下水涵養にも効果のある作物と認識しております。</p> <p>地域農業と地下水保全が両立できるよう、今後もしっかりと関係の団体や農家の方々と協議しながら進めて参ります。</p>	その他

(1) 地下水の涵養の促進に関する指針の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
56	水田湛水事業をするにあたり、湛水を行う前に「代かき」をすることとなっているが、代かきをしない方が水の浸透は大きいため、止めるべきと思う。	水田湛水における代かきには、水田の湛水状況を保つことが1番の目的であり、また営農面や水質浄化、下流域への用水の安定供給等の効果があります。	その他

(2) 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
57	環境アセスメントは地下水の量だけでなく、大気汚染、騒音、振動、臭いなど多岐にわたる評価が必要であり、水量のみに焦点をあてた改正はおかしい。	地下水保全地域においては、地下水の涵養域の保全を目的に、条例の環境影響評価の規模要件を制限(50ha以上⇒25ha以上)しています。 今回の改正は、地下水量の保全のために十分な涵養を行う事業に限り、通常の規模要件(面積50ha以上)を適用し、より自主的な地下水涵養を促すものです。 なお、審査時に、地下水の量以外の環境項目についても、重大な環境影響がないか確認を行う予定としております。	補足説明
58	農作物の購入や地下水財団への寄付など、実質的に涵養が増えないもので、環境アセスメントを回避できるのはおかしい。	改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)の適用にあたっては、涵養の方法として直接的な涵養量の増加を算定しうるものを対象とする予定としています。	補足説明
59	涵養のタイミングと地下水量保全に寄与するタイミングには10年単位のずれがある。むしろ対象を広げるべき。	今回の改正は、将来にわたり持続的に地下水を利用するための取組みとして、より自主的な地下水涵養を促すための改正を検討しているものです。	その他
60	企業の言う涵養量が正確だという保証はあるのか。どのように涵養量を測るのか。	専門家の科学的意見を踏まえて涵養量の把握を行うこととしています。 例えば水田における湛水事業の場合、湛水日数及び減水深(一日当たりの水田から地下へ水が浸透する深さ)により計算します。	補足説明
61	阿蘇の草原は大きな地下水涵養能力を有しているが、草原を守るための野焼き支援はボランティアの活動で行われてきた。しかし今後、野焼きの安全性確保やボランティアの交通費等、最低限の経費補助が必要と考えられることから、地下水の恩恵を受けている企業等からの草原維持活動への寄付は必須である。このため、対象となる団体を減らすことになる面積要件の緩和には反対である。	野焼きの取組みは、阿蘇の草原の維持のみならず、阿蘇地域の地下水の涵養域の保全の面からも重要であることは認識しております。規則の改正により企業等からの寄付の対象となる団体数に影響するものではありません。	その他
62	「事業者の自主的な取組みを促し」とあるが、「自主的な取組みを促す」ことで「更なる地下水涵養につなげるもの」を具体的に説明してほしい。	更なる涵養とは、事業者が採取する地下水量に加えて開発により失われる涵養量も含めた地下水量を超える地下水涵養を行うことであり、確実な地下水保全につながるものです。	補足説明

(2) 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
63	地下水は年々減っているにも関わらず、基準を緩和するのはあり得ない。	今回の改正は、将来にわたり持続的に地下水を利用するための取組みとして、より自主的な地下水涵養を促すための改正を検討しているものです。	補足説明
64	25ha未満及び50ha以上の事業者への対応が不明である。	<p>現行の規則別表第1では、今回の改正に係る項の事業について、面積25ha未満の事業では全県で環境影響評価の対象の規模となっておりません。面積25ha未満の事業については、地下水保全条例に基づき、涵養等の対策が行われます。</p> <p>また、面積50ha以上の事業では全県で環境影響評価の対象の規模となっております。面積50ha以上の事業については、地下水保全条例等の各法令に加え、環境影響評価の結果を踏まえた事業が行われます。</p> <p>今回、これらの事業の取扱いを変更するものではありません。</p>	補足説明
65	環境アセスメントを除外することで、事前評価することができず、事後的に問題が起こってから対処することにならないか懸念。	パブリック・コメントでお示した要件に基づき、適切に審査したうえで、該当すると認めるか否か判断します。	補足説明
66	環境アセスメント実施の規模要件について、1エリア(一事業者)の地下水採取量だけでなく、ある広さの地域における採取者の多さ、つまり採取者の密度も影響が大きいと思うので、その点も管理基準の検討ポイントとしてはどうか。	周辺の地下水採取状況も踏まえて適切に審査したうえで、該当すると認めるか否か判断します。	補足説明
67	環境影響評価の要件緩和を受けた工場は、涵養情報などの公表をすべきである。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	参考
68	水質調査実施について明文化されていない。	工場・事業場の排水は、水質汚濁防止法など関係法令等に基づき、適切な検査を行っております。	補足説明

(2) 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
69	<p>熊本県環境影響評価条例の対象事業に該当するかどうかの判定に用いる要素として施行規則で規定することを委任しているのは、「規模」及び「実施される地域等」のみで、この2つの要素との何の脈絡もない「地下水涵養の取組の内容」等の要素について施行規則又はその下位の「知事が定める基準」において規定して「対象事業」の判定に用いようとする事は条例の委任の範囲を逸脱している。</p>	<p>熊本県環境影響評価条例において規則で定めることとしている対象事業は、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれのあるもの」であり、規模及び実施される地域は、規則中、「等により」と記載されているとおり、例示です。 したがって、対象事業の定義から逸脱していないと考えております。</p>	補足説明
70	<p>「採取量と開発により減少するかん養量を超えてかん養をおこなう」ことは、地下水保全を考えると当然の義務とすべきことであり、そのことを条件として環境影響評価の実施基準を緩和することは、制度の後退である。</p>	<p>採取量に加えて開発による減少する涵養量を超えた地下水涵養を義務化することは、非常に難しい目標と考えています。 今回の改正は、将来にわたり持続的に地下水を利用するための取組みとして、より自主的な地下水涵養を促すための改正を検討しているものです。</p>	補足説明
71	<p>この改正は今できている工場他今からできるであろう工場のための改正としか思えない。</p>	<p>今回の改正は、将来にわたり持続的に地下水を利用するための取組みとして、より自主的な地下水涵養を促すための改正を検討しているものです。</p>	補足説明
72	<p>「事業者等が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境保全のための措置をとること」は恣意的な運用もできる曖昧な内容である。 削除する、知事が定める判断基準を明示するなど再考いただきたい。</p>	<p>本要件は、地下水の量以外の環境項目について重大な環境影響がないか県が確認を行うためのものです。 事業特性及び地域特性は、事業やその事業を行う場所により異なることから、一律の基準を示すことができません。</p>	反映困難
73	<p>地下水保全地域においては、現行の環境アセスメント実施の規模要件よりも、むしろ厳しくすべきである。</p>	<p>地下水保全地域においては、地下水の涵養域の保全を目的に、条例の環境影響評価の規模要件を他の地域よりも厳しく(50ha以上⇒25ha以上)しています。 今回の改正は、地下水量の保全のために十分な涵養を行う事業に限り、他の地域と同じ規模要件(面積50ha以上)を適用し、採取量を上回る地下水涵養を促すものです。</p>	反映困難

(2) 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
74	規模要件の緩和の代わりに、涵養することを求めているが、「地下水の涵養の促進に関する指針」では数値目標が無くっており、地下水採取量に対して涵養100%以上を目指すのであれば、数値目標を条例の中に記載してほしい。	(1)No.1のとおり、地下水涵養指針に「原則10割」を追加する予定としております。	反映
75	あいまいな文言ではなく、環境影響評価に該当しない理由について、涵養域の面積(ha)、地下水財団への寄付金の額、その寄付金がどのような涵養事業へ使われたのか、農作物は何をどのくらいの量購入したのかなど、はっきりとした報告義務も必要。	改正の概要に記載のとおり、事業者等は涵養の実績等について報告することとなります。涵養量の算定に係る根拠となる涵養域の面積等は、その報告内容の一つとすることを予定しております。	補足説明
76	「25ha～50ha」の環境アセスメント規模緩和は県民の意見を述べる機会を奪うことになるのではないかと。	地下水保全地域においては、地下水の涵養域の保全を目的に、条例の環境影響評価の規模要件を他の地域よりも厳しく(50ha以上⇒25ha以上)しています。 今回の改正は、地下水量の保全のために十分な涵養を行う事業に限り、他の地域と同じ規模要件(面積50ha以上)を適用し、採取量を上回る地下水涵養を促すものです。	補足説明
77	将来的に心配のない十分な地下水涵養促進を考えるのなら、地下水保全地域内での企業開発規制は強化すべき。	県では豊かな地下水に基づく経済発展と地下水保全の両立を目指し、指針の見直し等の取組みを進めております。	補足説明
78	条件付きではあるが、緩和への改正をする「必要性」はどこにあるのかをご説明いただきたい。もしくは、この緩和措置を入れ込まれていない現在で生じている不都合な状況や、今後生じることが予想される状況などがあるのであればご説明いただきたい。この改正が事業者等の自主的な取組みを促すことにつながるという根拠を論理的にご説明していただきたい。	将来にわたり地下水の利用を継続するためには、長期的な地下水涵養の取組みは必要です。今回の改正規則により、指針に掲げる涵養目標を上回る自主的な地下水涵養の取組みが促されることとなります。	補足説明

(2) 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
79	事業者が「当然行うべきこと」の主要な部分を先回りして実施することを約束することを以って現条例が実施するよう定めている環境影響評価の実施を不要とすることは、環境影響評価制度の根本を揺るがすものである。	地下水保全地域においては地下水涵養域の保全の観点から他の地域より厳しい環境影響評価の規模要件としています。 将来にわたり地下水の利用を継続するためには地下水涵養の取組みは必要であり、今回の改正規則により、指針に掲げる涵養目標を上回る地下水涵養の取組みが確実に促されることとなり、現行規則での地下水保全地域の取扱いに適うものです。	補足説明
80	④の「活動実施者の地下水の採取が周辺の地域の地下水の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えるおそれがないこと。」については調査及び分析評価、⑦の「事業者等が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。」(環境保全措置)については、内容の確認のために、最適化・最小化を旨としている環境影響評価の手続きを経ることで初めて一定の精度をもって明らかにされるものである。	「知事が定める基準に該当すると認めるか否か」の判断については、具体的な事業計画等を県において確認することで、その他の地域と同じ規模要件を適用するかどうか判断するものとしています。	補足説明
81	「事業者等が、当該事業に係る工事に着手した後、①から⑧までに掲げる事項(地下水を採取しないと見込まれる場合は、②、③、⑦及び⑧に限る。)の実施状況等について報告書を作成し、知事に送付すること。」に至っては、「アセス手続き完了後に工事に着手する」という原則からして、「工事に着手した後に報告書作成して提出すること」でアセス対象事業とするかどうかを判断するという時系列的に絶対あり得ない。	各条件に該当することが確実であると県が認める事業について、地下水保全地域における事業であっても、その他の地域において適用される規模要件(面積50ha以上)を適用するものです。 報告書の提出は、条件の確実な履行を確認するためのもので、事業に着手した後に提出されます。	補足説明
82	要件緩和の条件(面的開発による涵養減分の涵養)が履行されなかった場合に事業者課すペナルティ(住民の意見を述べる機会が奪われることへの代償を含む)を規模要件緩和で得られるメリットとバランスのとれた形で設定することが可能か。	環境影響評価条例では知事は、事業者が環境影響評価及び事後調査その他の手続を実施しないとき、勧告及び公表を行うことができると定められています。 なお、事前に審査を行い、更に事後報告を求めるなど、確実に涵養が実施されるよう取り扱って参ります。	既掲載

(2) 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正について

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
83	50ha以上の面積階層の事業者に対して暗黙のうちに『面的開発による涵養減に対応するための涵養』については環境アセス制度の『環境保全措置』で実施する必要はない」というメッセージを発することになり、環境へのインパクトがより大きい50ha以上の事業者に『面的開発による涵養減に対応するための涵養』を実施させるすべを失うことになる。	面積50ha以上の事業は、全県で環境影響評価の対象としており、熊本県環境影響評価技術指針では地下水も参考項目として示されています。 したがって、一般的な事業においては地下水への影響についても、環境影響評価の中で調査、予測及び評価され、そしてその結果に応じた環境保全措置がなされることとなります。	補足説明
84	熊本県が25ha未満の事業者にCSRの中で『面的開発による涵養減に対応するための涵養』対応して欲しいと伝えても、事業者からは、なぜ「要件緩和となった事業者には飴を与えて対応させたのに、われわれには飴はないのか」という不公平感から、極めて対応を求めにくい状況が生じる。	CSRの取組みは、企業の社会的責任に基づき行われるものであり、熊本県の要請等に基づき行われるものではありません。	その他
85	「知事が定める基準に該当する事業」とあるが、「基準」があいまい。	「知事が定める基準」は改正の概要の中に示されている各条件が該当します。 各条件に該当するか否か県において判断することとなります。	補足説明
86	地下水涵養に用いる水による汚染を防止や監視が必要。	県では敷地内涵養において汚水等を地下浸透しないよう指導しています。また、指針では地下水の汚染に配慮したうえで適切な涵養対策を講じるよう定めており、雨水の浸透方法についても地下水汚染の防止の観点から様々な留意事項を記載しています。	補足説明
87	「自主的な涵養を促す」とあるが、「自主的」とは、やるやらないを含めて相手側の判断となるのではないか。	採取量及び開発による涵養減を超える涵養を実施するか否かは、事業者等の判断によるものですが、各要件の適用を受けた場合、事業者等はその要件を満たしているか確認するための涵養実績等の報告が必要となります。	補足説明

(3) (1)及び(2)への共通のご意見

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
88	今後新しく事業を始める企業については、その監視体制やルールを厳しくしていただき、地下水保全強化により努めていただきたい。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	参考
89	パブリックコメントを募集されているが、とても内容が難解。小学生むけ、中学生むけ、高校生むけなどのわかりやすい説明ページ、冊子を早急につくり、熊本の子どもたちに配布し、意見を募っていただきたい。	ご意見は、今後の地下水保全対策を進めるうえで、参考にさせていただきます。	参考
90	改正内容の周知・説明が不十分である。	改正内容は、県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要綱・実施要領に基づき行っております。 いただいたご意見は今後のパブリック・コメント手続において周知方法を検討する際に参考とさせていただきます。	参考
91	「改正素案」「審議会答申」が資料の中に無いのはおかしい。	本パブリック・コメントでは、県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要綱・実施要領に基づき、指針及び規則に関する改正素案として、改正の概要を示しております。 また、改正の概要は、熊本県環境審議会からの答申(以下「答申」という。)を踏まえ、県において改正の考え方を示したものです。	補足説明
92	今回の改正は、県議会で議論や承認は必要とせず、知事決裁で改正がなされるようだが、県全体、県民全体のライフラインの一つである地下水の保全の為に法改正が、知事の一任とするのは問題であり、県民全体に広く周知されるよう情報公開し、広く意見を求め、議会で議論すべきではないか。	今回の指針及び規則の改正は、法律で定める議決事項には該当しませんが、県議会にその概要を報告する予定です。	補足説明
93	改正が行われる経緯に関して情報を開示してほしい。	改正については、熊本県環境審議会の部会で検討しており、その資料及び議事録は県ホームページ等で公表しています。	補足説明